

# 差異に基づく「多様性」擁護論の台頭 —フロリダ州におけるアファーマティブ・アクション の廃止過程に即して—

吉岡 宏 祐

## 要旨

フロリダ州におけるアファーマティブ・アクションの廃止過程は非常に錯綜したものであった。ウォード・コナリーならびにジェブ・ブッシュ双方がそれぞれに政策廃止発案を提起したからである。本論では、両発案における文言上ならびに政治戦略上の差異がいかなるものであったのかを検討する。議論を先取りして言えば、コナリーは「妥協を許さない思いやり」を唱道することによって徹底したカラー・ブラインドネスの実現を希求したのに対して、ジェブは「思いやりのある保守主義」を提唱することによって差異に基づく「多様性」の実現を目指したのである。そして、この戦略上の違いが二つの相異なる発案をもたらしたのであった。

**【キーワード：アファーマティブ・アクション、ウォード・コナリー、ジェブ・ブッシュ、多様性、思いやりのある保守主義】**

## はじめに

フロリダ州におけるアファーマティブ・アクション(affirmative action：以下「A.A.」と略記)廃止論争の発端は、1999年3月、当時カリフォルニア大学の「黒人」理事、ウォード・コナリー(Ward Connerly)が次なる闘いの場をフロリダ州に定めた時であった(Wallsten 1999, March 14)。コナリーはA.A.の廃止を目的とする住民発案を1996年にカリフォルニア州で、また1998年にはワシントン州でそれぞれ提起することによって、両州のA.A.撤廃を成功に導いた人物であった。コナリーはまさに同様の手法によってフロリダ州のA.A.を廃止しようと画策したのである。コナリーが提起しようとしたフロリダ市民権発案(Florida Civil Rights Initiative)には、以下のようにその目的が綴られていた。すなわち、「州及び地方の政府機関は、公的教育、雇用、契約の運営においては、人種、性別、肌の色、民族又

は出生地により、人々を特別扱いしてはならない。『A.A.』などと呼ばれる『優遇的扱い』も特別扱いに当たる」(Florida Civil Rights Initiative 1999, April 22)。この発案の文言を見る限り、肌の色を斟酌しないという「カラー・ブラインド」の理念が受け継がれていることに疑いの余地はない<sup>1</sup>。仮に、この発案が通れば同州はカリフォルニア・ワシントン両州に次いで、住民発案によって A.A. を廃止した三番目の州となるはずであった。ところが、同州知事であるジェブ・ブッシュ(Jeb Bush)は、黒人票を確保することに加えて人種的多様性を実現したいという理由からコナリーの A.A. 撤廃発案に異議を申し立てた。そして独自に考案した「一つのフロリダ発案」(One Florida Initiative)を州知事行政命令として発布することによって、自発的に州内の A.A. を廃止したのであった。

ところで、これまで A.A. の廃止過程に関しては様々な研究が行われてきた。しかしながら、それらは合衆国で初めて A.A. の廃止に踏み切ったカリフォルニア州の動向に関するものがほとんどであった<sup>2</sup>。また、これまでの研究では、A.A. 是非論が分析されてきたものの、その多くは A.A. 擁護論ならびに A.A. 廃止論といった二項対立的枠組みに基づいて行われてきた<sup>3</sup>。だが、フロリダ州における A.A. の廃止過程では、コナリーの住民発案とジェブの州知事命令とが対峙する中で、議論が多極化していたのであり、同州における A.A. 廃止過程に即してその議論を分析・紹介することは、我が国を含め現代世界一般の課題である社会的弱者の共済方法のあり方を模索する上で、新たな知見を提供することになるであろう。

では、フロリダ州においてコナリーが発案を提起するに至った背景とはいかなるものであったのか。また、コナリーとジェブの発案はどのような政治戦略のもとに提起されたのであろうか。さらに、この A.A. 廃止発案に対して A.A. 擁護派はいかに対峙したのであろうか。以下では、先ず、コナリーによりフロリダ市民権発案が提起された背景と運動の経緯を明らかにする。次いで、ジェブのいわゆる「一つのフロリダ発案」が発せられた過程を概観した上で、コナリーの住民発案とジェブの「一つのフロリダ発案」の文言上ならびに政治戦略上の差異について検討する。議論を先取りして言えば、コナリーは「妥協を許さない思いやり」を唱道することによって徹底したカラー・ブラインドネスの実現を希求したのに対して、ジェブは「思いやりのある保守主義」を提唱することによって差異に基づく「多様性」の実現を目指したのである。そして、この戦略上の違いが二つの相異なる発案をもたらしたのであった。

## 1. コナリーによるフロリダ市民権発案提起の背景と運動の経緯

そもそも、当時カリフォルニア大学の一理事であったコナリーが、フロリダ州にまでその闘争の場を拡大した要因は何だったのであろうか。これに関して、コナリーは自著の中で以下の三点を挙げている。第一に、コナリーは、フロリダが類まれな人口動態を示す州であり多くのキューバ系アメリカ人がいたこと、さらに共和党が同州で確固とした地位を築いていたことを挙げている(Connerly 2000, 249)。合衆国における他のヒスパニック系の集団と比べると、キューバ系アメリカ人は政治的に保守的で、共和党政権を支持する傾向が強い。これは、彼らの多くがフィデル・カストロ(Fidel Castro)の社会主義革命を逃れるため合衆国に渡った経緯があり<sup>4</sup>、それ故、彼らは強い反共の立場を唱える共和党政権により親近感を覚えるからである。コナリーは、キューバ系アメリカ人や共和党政権が概してA.A.反対派に回る傾向にあることを踏まえて、発案に対する彼らの支持を取り付けようとしたのである。第二に、「優遇措置に関する対話が既に本格化していたこと」を挙げている。とりわけ、カリフォルニア州でのA.A.廃止闘争が一段落した1997年の春に、ジョン・バリー(John Barry)という男性がフロリダにおいてカリフォルニアと同様の発案を起草しており、同発案を投票に付すべく資金調達や署名集めに取り掛かろうとしていた。政治的な経験の不足からバリーの計画は政党の支持を得られず頓挫したのであったが、優遇措置に関する問題は公の場で既に議論を呼んでいたのであった。第三の要因として、コナリーは、新しくフロリダ州知事に就任したジェブの存在を挙げている。コナリーにとって、ジェブの魅力は、「ジェブが大統領選に出馬する兄[ジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush)]とは違い自由な言動ができた」点のみならず、同州が共和党候補者であるジョージの「裏庭」にあたり、最終的にA.A.問題を大統領選の争点にすることが出来るかもしれないという点にあった(Connerly 2000, 249)。また、ジェブ自身もコナリーの考えに少なからず傾倒していたことも、コナリーがフロリダを選定する上で重要であった<sup>5</sup>。

果たして、コナリーはジェブの支持を取り付けるため、1999年1月ジェブのオフィスを訪れたのであった。コナリーによれば、会談の様子は次の如きであったという。「フロリダには我々がカリフォルニアやワシントンで行ったのと同様の発案を提起すべき時期が来たと考えている人々がいるのです」。こう述べてコナリーが本題を切り出すと、ジェブは、住民発案の提起に疑義を呈し自身の見解を次のように明らかにした。「いいですか。私は州内において学校券(school voucher)に関する提案や[銃犯罪の罰則強化を求めた]不法行為改革といった案件を承認してくれるよう連合を組織すべく画策しています。ですから、私にはそのようなことは出来ません。A.A.に関して発案を提起すれば分裂に引きずり込まれる

のは必至です」(Connerly 2000, 253-5)。

このやり取りからは、A.A.廃止発案を巡る両者の見解には政治上の理由による相違があったことが明らかとなる。とりわけ、ジェブが A.A.撤廃発案に難色を示した要因として州内における黒人の存在があったことは、新聞記事等においても囁かれていた。1998 年の知事選出馬時、共和党は黒人民党員が多数を占める地域で積極的な選挙活動を行った結果、ジェブは黒人票の実に 14%を手中に収めたのであった。この数は、彼が 1994 年に出馬するもあえなく落選した時の 2 倍にあたる。また、ジェブは就任後複数の黒人を要職に任命したことで黒人の間から評価を得てもいた(Nickens 1999, August 19)。しかしながら、このようなジェブと黒人との関係は、先の会談でも言及されていたように、ジェブが提案した学校券ならびに不法行為改革によって予断を許さない状況にあった。前者の提案は成果を上げられない学校から私立学校や宗教学校へ転校する際に生徒に税金の中から資金援助を行う制度であり、都市部においてマイノリティが多数を占める学校から優秀な白人生徒が外部へ流出する可能性があった。後者はとりわけ拳銃を用いて行われた犯罪に対する罰則の強化を求めた提案であり、犯罪者に占めるマイノリティ比率の高さからマイノリティが厳罰化の不利益を被る可能性があった。そのため、これら両提案に一部黒人議員は異議を申し立てていたのである(Nickens and Wallsten 1999, March 16)。従って、ジェブは黒人からの支持を保持するべく A.A.撤廃発案に関して慎重な対応をしなければならなかった。この点は、コナリーの自著においても次のように言及されている。「私が[ジェブとの会談の席から]立ち去るとすぐに、フロリダの黒人州議会議員の一部がブッシュに連絡を入れた。公の場で私から距離を保たないと、就任以来功を奏してきたブッシュと黒人議員との蜜月関係が終焉を迎えるというのである」(Connerly 2000, 255)。

以上から分かるのは、ジェブが A.A.を廃止したいという理想と黒人からの支持を保持しなければならない現実との間で板挟みになっていたということである。それは、ジェブがコナリーとの対話の糸口を保持し続けようとした一方でコナリーの発案に対して攻撃を行う姿勢を貫いたことから窺い知ることができる。例えば、コナリーに宛てた 1999 年 2 月 19 日付の手紙の中で、ジェブは次のように述べている。「人種に基づいて機会を保証するといった風潮を創出するのではなく、彼もしくは彼女といった個々人の能力を尊重するようなやり方で、機会拡大の方法を模索することを私は約束する」(Nickens and Wallsten 1999, March 16)。このように述べて、ジェブは心情的には自身も A.A.の廃止に傾倒していることを示したのであったが、他方でジェブは、コナリーの発案が「人種や民族によってフロリ

ダを分断する辛辣な政治運動」を引き起こすとの批判を行い、自身がコナリーの発案とは無関係であることを公の場においては強調し続けたのであった(Becker 1999, June 25)。後に見るように、ジェブが自ら提起した行政命令によって A.A.の廃止に踏み切ったのは、このような自らの心情と現実との間に生じる困難な状況を打開するための策であった。いずれにせよ、結果としてジェブがコナリーの発案に支持を表明することは遂になかった。

コナリーの運動への逆風はさらに続いた。フロリダ州における民主・共和両党がコナリーの発案に対する不支持を表明したのに続き<sup>6</sup>、ジェブの兄で 2000 年大統領選挙の共和党候補の一人でもあるジョージも同発案から距離を保ち続けたのである。ジョージは、かねてから A.A.の廃止に対して好意的な姿勢を見せていた人物であった。彼は、テキサス大学法科大学院における A.A.の廃止を決定したホップウッド裁判に対しても支持を表明していたし(Neal and Broder 1999, May 15)、また「割当制や優遇措置は一切認めないという精神を私は支持する」とも明言していたのであった(Connerly 2000, 252)。それでは何故彼はコナリーに反対したのであろうか。その要因としては以下の二点が指摘できる。一つは A.A.撤廃の戦略に関する両者の見解の相違である。ジョージは「思いやりのある保守主義」(compassionate conservative)を自称することによって、表面上人種問題に対して穏健な立場を取ろうとしていた。すなわち、彼は人種に基づく政策を部分的に容認する「積極的接近手段」(affirmative access)という方法を提唱していた。人種に基づく政策の全てを禁じるコナリーの発案に比べて、同手段の下では人種に基づく奨学金の給付決定やアウトリーチ(支援活動)プログラムが存続する余地が残されていた。いま一つは、より重要な点として選挙対策上の理由が挙げられる。すなわち、ジョージにとって反 A.A.を選挙公約として掲げることは、保守層の支持を取り込むことを可能にしたが、他方ではそのあまりの急進性のためにマイノリティの支持を失うという危険性を引き起こすものであった(Cohen 1999, August 2)。この点で、大統領選を控えるジョージにとって、A.A.の完全撤廃を標榜しているコナリーの発案に同調することはまさに諸刃の剣だったのである<sup>7</sup>。

以上のように選挙対策上の理由から、政党からの支持を得ることが出来なかったコナリーであったが、それでも彼は着々と A.A.撤廃発案を投票に付すための準備を進めていった。ところで、フロリダ州では、州憲法改正発案を投票に付すための手続きとして、発案は州最高裁の承認を受けなければならなかった。この州最高裁の判断を仰ぐためには有権者 43,532 人分の署名が必要とされた<sup>8</sup>。この署名を集める上で、最も重要な課題となったのは資金の確保であった<sup>9</sup>。その際、コナリーを経済的に支援したのがフロリダ州の白人を中心

とした建設業者団体であった。同団体は、契約の分野における A.A.を撤廃すべくコナリーの運動を支持したのであった<sup>10</sup>。コナリーを支持した契約業者協会南フロリダ支部重役管理人であるウィリアム・ストロープ(William Stroop)は、A.A.に反対する理由について次のように述べている。「差別を行うことによって、差別を終焉させることは決してできないというのが我々の立場である。肌の色、民族、出生地、ジェンダーに基づく特別優遇措置や割当制というのは、実際は差別のもうひとつの形態に他ならないということに疑いの余地はない」(Bennett 1999, July 6)。このように A.A.が差別的行為に該当すると考えた契約業者協会の支援を受けて、コナリーは運動の準備を進めていったのである。

このように、コナリーの運動組織が献金とともに支持を獲得するのに伴い世論の動向もその動きを反映したものとなっていく。1999年11月8日付、『セント・ピーターズバーグ・タイムズ』紙と『マイアミ・ヘラルド』紙が合同で行ったフロリダ市民権発案に関する世論調査では、同発案を支持するが60%、支持しないが26%、未定が14%という結果が示された<sup>11</sup>。また、A.A.そのものの是非を問う質問については、A.A.反対者数がA.A.賛成者数を圧倒的多数で上回ったのであった<sup>12</sup>。

しかしながら、2000年7月13日、フロリダ州最高裁は全裁判官一致で「修正案は投票に付されるべきではない」という見解を示した(Florida Supreme Court Opinion 2000, July 13)。このような見解の根底にあったのは、A.A.が過去の差別を是正するための「救済策」だとする強硬な A.A.擁護論に他ならなかった。つまり、発案支持派側が優遇措置を差別的と解釈したのに対して、州最高裁は優遇措置という言葉で「A.A.」という言葉に明示的に置き換えた上で、同政策が権利の剥奪に対する救済策として用いられてきたと判断したのであった。この決定は、コナリーの運動が有利に展開されていた事実を鑑みるならば、A.A.に対する逆風を一時的でこそあれ追い風に変えたと言える。果たして、コナリーによる徹底したカラー・ブラインドネス実現の試みは頓挫したのであった。とはいえ、A.A.に対する逆風がこれで収まった訳ではなかった。発案の有効性に関する審議が行われている間に、かねてから A.A.には反対であったものの、政治的な理由からフロリダ市民権発案にはその態度を保留していたジェブが対抗策に乗り出していたからである。それが州知事行政命令 99-281、通称「一つのフロリダ発案」と呼ばれる A.A.廃止命令であった。

## 2. ジェブ・ブッシュ州知事による「一つのフロリダ発案」の提起

1999年11月、ジェブは、「一つのフロリダ発案」の一環として、州立大学11校の学部

ならびに大学院入学において人種を一つの要因として斟酌することを廃止すると突如発表した。ジェブは発表の理由について、次のように述べている。「伝統的な解決策はますます論争を呼び、不満を生じさせている。あるフロリダ州民にとっては機会と捉えられるものでも、別の州民にとっては、率直に言って、不公平な利益として考えられている。加熱する論争の中で、あまりにも多くの市民が我々を結びつける共通の価値観の存在を忘れている」(Selingo 1999, November 19)。このように、ジェブは、A.A.が「不満を生じさせている」現状に対して、「共通の価値観」の重要性を打ち出すという名目で「一つのフロリダ発案」を提唱したのであった。

ところで、この発表の背景にはコナリーの運動が支持を獲得していた当時の状況があったことは後の資料からも明らかとなっている。コナリーによれば、先に見た世論調査を受けた形で、ジェブが同発案の発表に至ったというのである<sup>13</sup>。一方、ジェブ自身も後に「それはコナリー問題への対応から始まった」と述べ、コナリーの存在が発案発令の契機となっていたことを認めている。ジェブによれば、コナリーの運動によって無計画に州内の政策が変革を迫られることに危機感を覚え、政策の精査に乗り出したという。その結果、更なる政策改良の余地を感じたジェブは、「多様性を信奉し機会を拡大することの必要性」から「一つのフロリダ発案」の発令に踏み切ったというのである(Lyons 2003, November 9)。

このようにして発表された発案のあまりの唐突さに、A.A.論争当事者は当初困惑を隠せなかった。「一つのフロリダ発案」に支持もしくは不支持のどちらを表明すべきかの決断を突如迫られたからである<sup>14</sup>。それは黒人政治家にとっても例外ではなかった。その一人が、フォートローダーデール選出の州下院議員クリス・スミス(Chris Smith、民主党)である。当初スミスは「一つのフロリダ発案」を「発明的」と評していたが、後にこの考えを撤回し同発案が有権者の見解を反映していないと述べるに至った。スミスのように立場を変えた黒人政治家は他にもいた。マイアミ選出の州上院議員でフロリダ黒人州議会議員会議代表でもあるダリル・ジョーンズ(Daryl Jones、民主党)がその人である。ジョーンズは当初「一つのフロリダ発案」に対して支持を表明していた。しかし、同発案が「潜在的に望ましくない改変をもたらす雰囲気」を醸成していると述べすぐさま支持を撤回したのである。その上で、ジョーンズは、「A.A.は確かに完璧ではないが、少なくともマイノリティや女性のために条件を公平化することに貢献している」と述べ、A.A.に対する支持を改めて表明したのであった(Selingo 1999, November 26)。とはいえ、ここでジョーンズがA.A.の不完備さを指摘している点に鑑みれば、彼のA.A.に対する支持とはあくまで条件付きの支持

であって、その態度は依然として曖昧なものだったといえよう。このようなジョーンズの曖昧な態度に対して、ジェブはジョーンズに宛てた手紙の中で、キング牧師のコメントを用いて彼の理解と支持を得ようと試みた。その文言は以下のように綴られていた。「時々我々は人気もなければ賢明でもなく、その上安全でもないことをするように要求されるが、我々はそれを越えなければならない。なぜならそれらは正しいことだからである」(Bousquet 1999, November 19)。

当初、ジョーンズが「一つのフロリダ発案」に支持を表明していた際には、彼をフロリダ黒人州議会議員会議の代表職から解任しようとする気運が黒人議員の中で盛り上がっていた。しかしながら、ジョーンズが支持を撤回して以降、その動きは鎮静化し、むしろジョーンズを弁護するような発言も聞かれるようになった。つまりは、ジェブと黒人議員との間で、A.A.に対して明確な立場を決めかねていたジョーンズを取り合う格好となったのである。マイアミ選出の州上院議員であるケンドリック・ミーク(Kendrick Meek、民主党)はジョーンズについてこう評している。「ジョーンズ上院議員は『私が間違っていた。私は騙されていた』と[潔く]言えるだけの男性であり指導者でもある。一部の人々が言うように、彼は言葉の巧みさに欺かれていたのである」(Bousquet 1999, November 17)。このように、ミークはジョーンズが「騙されていた」要因として「一つのフロリダ発案」の「言葉の巧みさ」を指摘し、彼を弁護したのであった。

そもそも、同発案がこのような混乱を来した背景には、コナリーとジェブの発案が具体的にどのように異なるのかについて、論争当事者がその判断に苦慮したということが挙げられる。それは、A.A.に対して明確な立場を決めかねていた者にとってはなおさらのことであった。では、ジェブの発案とコナリーのそれとの違いとは何だったのであろうか。以下では、両発案の違いに関して、文言上の差異と戦略上の差異という観点から見てみよう。

### 3. 両発案における文言上・戦略上の差異

ジェブの発案は大学入学時における選抜方法から人種・民族的属性を排除し、また契約決定時に人種に基づく割り当てを禁止した、いわば同州内における A.A.の廃止を掲げた提案であった。同発案の第三項「高等教育機関における差別撤廃条項」a号は、以下のように規定している。「当政権の方針は、全ての有能なフロリダ州民のために教育の機会均等を存続させ、教育の分野における人種、ジェンダー、信条、肌の色又は出生地による差別を撤廃し、州内における教育の機会均等を完全に実現することである」。ここでは、各種属性に



起因する差別の禁止が謳われている。これに加えて、規則案 6C-6.002(7)では、「州立大学機構ならびに個々の大学における入学基準には入学過程における人種、出生地、性別に基づく志願者優遇の措置は含まないものとする」と明確に各種属性に基づく優遇措置が禁止されている(NAACP, Inc. v. Florida Board of Regents 2000, February 25)。

これら文言を見る限り、ジェブの発案は各種属性に基づく差別と優遇措置の禁止を謳っている点で、コナリーのそれと非常に類似していると言える。しかしながら、この発案はA.A.を廃止した後の代替策として「有能な 20」政策を盛り込んでいた点にその大きな特徴があった。これは州内の公立高校を卒業した成績上位者 20%に対して州内にある公立大学群 11 校のいずれかへの入学資格を付与するという政策であった。その条件は、高校卒業時の成績が上位 20%内にあることのほか、高校必須科目の 19 科目を修得していることで、大学進学適正試験(SAT)又は大学入試検定(ACT)の成績を提出すべきことが義務付けられている (Marin and Lee 2003, 10-1)。その他の大きな特徴としては、ジェブの発案が奨学金付与・アウトリーチ[支援活動]プログラムの実施、大学入学準備の夏期講習の実施においては人種・ジェンダーを考慮することを容認していた点が挙げられる。

このようにジェブの発案が人種を斟酌する政策を一部容認していた点がコナリーの発案との大きな違いであった。事実、ジェブは「一つのフロリダがレイス・コンシャスである」ことを後のインタビューで認めている(Lyons 2003, November 9)。このような政策の相違に関して、コナリーは批判的に次のように述べている。「ジェブ・ブッシュは大学入学時において人種の果たす役割を軽減させる方法を見出したものの、依然として人種に基づく奨学金決定方法を存続させている。言い換えれば、人種はジェブ・ブッシュが抱く政府像の中核をなしているのである」(Connerly 2000, 260)。

では、このような政策上の差異は、どのような背景から生じたのであろうか。結論から述べれば、コナリーとジェブが共に「思いやりのある保守主義」を信奉するもそこに隔たりがあったことが相異なる発案を生み出したのであった。ところで、ここでいう「思いやりのある保守主義」とはそもそも何を指すのであろうか。コナリーは次のような理由から保守主義には「思いやり」があったと自著の中で指摘している。すなわち保守主義が政府が個人個人の生活に介入することを制限しようとしただけでなく、個人の責任や自主性を促進する政策を創造した点である<sup>15</sup>。これは、大きな政府を提唱するリベラリズムとは対極をなすものであり、事実、コナリーもこの思想がリベラリズムの提唱する「恩着せがましい温情主義」とは無関係であることを明言している。これに対して、ブッシュ兄弟はこのような

「思いやりのある保守主義」を提唱していたにも拘らず、コナリーの発案に支持を表明することはなかった。それどころか、ジェブは、「一つのフロリダ発案」を発令することによって、コナリーと対峙したのであった(Connerly 2000, 261-4)。

このような対立状況を打開すべく、コナリーは「妥協を許さない思いやり」(tough compassion)を提唱し、その重要性を訴えた。翻っていえば、これはジェブの発案を妥協的と決め付けるものであった。コナリーによれば、「妥協を許さない思いやり」とは、短期間では人々を幸福に出来ないかもしれないが長期にわたる利点によって正当化され得る社会政策であるという。その好例としては、政府が人種差別という習慣を廃止することが挙げられるという。これは、とりわけ優遇措置の問題に関して重要である。「妥協を許さない思いやり」は、大学入学及び入札契約を「残忍かつ下劣な競争」に仕立て上げてきた人種集団間の闘争を終焉させることにより、公共機関の本質的平等に関する信頼を取り戻すのだという。この根底には、人種に基づく A.A.を終焉させることこそが保守主義の理念だというコナリーの考えがある。コナリーによれば、優遇措置は依存性を助長し、能力に基づく正真正銘の個人の業績の価値を減じる点において、不公平であるばかりか憲法に抵触しているのだという(Connerly 2000, 261-4)。

このように「妥協を許さない思いやり」の重要性を説くコナリーにとって、ブッシュ兄弟が提唱する「思いやりのある保守主義」とはその内実を伴わない思想に過ぎなかった。まず、ジョージに関してコナリーは、しばしば彼が用いる「誰も置き去りにしない」という文言を引き合いに出した上で、このスローガンが「思いやりのある保守主義」などでは全くない「訳のわからない言葉」だと切り捨てた。確かに、コナリーは、「誰も置き去りにしない」という文言に含意される人道主義は賞賛したものの、人々を優遇することには強く反対した。つまり、コナリーにとって、置き去りにされるべきは、「アメリカの精神の重荷」となっている人種概念そのものに他ならなかったのである。同様に、コナリーはジェブが提唱した A.A.廃止発案である「一つのフロリダ発案」に対しても、これが「不十分」として批判することによって、「妥協を許さない思いやり」を実践しようとした。先にも見たように、コナリーは 2000 年 11 月に行われる州選挙を目標としてフロリダ市民権発案を住民投票に付そうとしていた。しかしながら、コナリーはその目標を切り替えて、2002 年に再度同州において A.A.廃止発案を掲げようとして目論んだのである。コナリーによれば、「依然としてフロリダにおける優遇措置は撤廃する必要がある」という。なぜなら、「一つのフロリダ発案」が、「残念なことに人種やジェンダーに基づいた優遇措置を講じること

を認める州及び地方の政策をそのまま残存させている」からであった。この点で、同発案は「全く不十分」だというのである。このため、コナリーによれば、優遇措置を始めとする人種を意識した政策形態が再構築されているのだという(Connerly 2000, 260-4)。結局、2002年にコナリーの発案が投票に付されることはなかったが、この発言からはコナリーの徹底した A.A.廃止論者の側面を垣間見ることができる。

以上のように、コナリーは、「妥協を許さない思いやり」という名の下、人種に基づく政策の完全廃止を標榜した。これに対して、ジェブは「思いやりのある保守主義」という名の下、人種を斟酌することを一部容認する姿勢を取ったのであった。このような相違は、両者の政治的立場の違いに起因していた。つまり、コナリーは強硬な A.A.廃止論者として同政策に一貫して異議を申し立てることを厭わなかったのに対して、ジェブは政治家として黒人票の確保や大統領選出馬を控える兄への配慮から、人種に基づく政策の廃止と存続との間に折衷策を見出す必要があったのである。加えてより重要な点として、次項で検討するようにジェブには州内の人種的多様性を確保するという意図があった。このようなジェブの姿勢に対して、論争当事者は当初困惑し、その立場を決めかねていたのであった。とはいえ、それは一時的な現象に過ぎず、「一つのフロリダ発案」に対する批判の声は徐々にその大きさを増していった。以下では、同発案に対する抗議として二人の黒人議員が行った座り込み行動と、同発案承認後に行われた大規模抗議集会を見てみよう。

#### 4. 「一つのフロリダ発案」に対する抗議行動

2000年1月18日、ジャクソンビル選出の州下院議員であるトニー・ヒル(Tony Hill、民主党)と州上院議員であるケンドリック・ミーク(Kendrick Meek、民主党)の二人の黒人議員は、フランク・ブローガン(Frank Brogan)副知事の執務室で25時間にも及ぶ座り込みを行った。彼らの目的はジェブに「一つのフロリダ発案」を撤回させることにあった。ヒル議員は、「誰かが抵抗しなければならない。ローザ・パークスは、何が起こるのかは分からないままバスの座席に着いた。だから、我々はここにいるのだ」と述べ、座り込みの意図を市民権運動の記憶になぞらえた。一方、ジェブを始めとする発案支持者はこの行為に対して否定的態度を露にした。ジェブは、黒人議員に対し、「公選された役職者には見苦しい」との批判を行い、さらに他の議員による嘲笑がこれに続いた。オレンジ・パーク選出の州下院議長ジョン・スラッシャー(John Thrasher、共和党)は、「やあ君たち、君たちが一つのフロリダ発案に予算をもっと注ぎこむよう知事に働きかけるために座り込みを行

っていると聞いたのだが、手を貸そうか」と笑いながら皮肉を述べた。この冷やかしに対しミック議員は、「笑いながらここに来て冗談を飛ばすのを見ていると、奴隷の気分になったみたいだ」と憤りを露わにした(Pendleton and Pfankuch 2000, January 19)。

結果から言えば、この座り込みストライキによって「一つのフロリダ発案」が撤回されることはなかった。だからといって、この行為が水泡に帰したかと言えば必ずしもそうではない。座り込みは二つの余波をもたらしたからである。一つは、座り込みによって抗議行動の規模が拡大したことである。当初二人の黒人議員が始めた座り込みには、最終的に20名の議員と100名を越える抗議者が参加したのであった。さらにマイアミではフロリダ国際大学のおよそ100名の学生や教授が南フロリダにあるジェブの事務所の外に集結し抗議行動を展開したのであった。いま一つは、「一つのフロリダ発案」を採択する任を負ったフロリダ理事会(The Florida Board of Regents)が同発案に関する最終投票を延期したことである<sup>16</sup>。当初、発案に関する審議は1月に予定されていたが、抗議行動の拡大を受け、ジェブは審議を2月まで延期することを通達したのであった(Selingo 2000, January 28)。

最終的に、「一つのフロリダ発案」は2000年2月17日に開かれたフロリダ理事会の審議において、全会一致で承認された。ジェブは、この決定を次のように評価した。「一つのフロリダを履行した理事会の決定によって、我が州は前進できるだろう。その結果、高等教育機関制度は多様性と万人に対する根本的な公平性を採用するのである」(Saunders 2000, February 18)。ここでジェブは「多様性」に発案推進の意図を見出すことによってコナリーとの違いを決定付けたのである。その立場は、同年3月7日、タラハシーの州議会議事堂でジェブが行った施政方針演説により明示的である(Bush 2000, March 7)。

一つのフロリダ発案によって、人種的により多様な大学システムが構築された。そのため、マイノリティの学生は、自らの肌の色によってではなく自らの才能や努力に基づいて、自らが望む大学への入学と奨学金の両方を手にしているのである。(中略)。公平と多様性は、ある集団を他の集団と対抗させることなく獲得できるのである。(中略)。我々は、人種主義と差別に対抗するための闘争において、一歩も後ずさりすることはないであろう。我々が向かおうとする場所は、機会が存在しそれが永続する場所であって、政府によって機会が歪められそれが強制されるような場所ではない。我々が向かおうとする場所は、我々の差異が祝福されそれによって我々を力強くしてくれる場所であって、我々を弱体化するところまで差異が強調されるような場所ではない。

ここでジェブは、大学入学や奨学金の付与に関して「肌の色」ではなく「才能」や「努力」といったあくまで公平な指標に基づいた能力主義による選抜方法を重要視している。すなわち、それは政府の介入を排除することによって、結果の平等ではなく機会の平等を体現していこうというものであった。またジェブが「多様性」の「獲得」や「差異」の「祝福」といった文言を用いていることからわかるように、ここでは「多様性」という言辭が肯定的に評価されている。しかしながら、「差異」が「強調」されることに関しては否定的であることに鑑みれば、この「多様性」という言説はあくまでも度を越さない程度に管理された多様性であるということがいえる。加えて、ジェブがこのように多様性を推進した背景として、その経済的利点があったことも特筆に値する。この点に関してジェブは次のように語っている。「多様性は良い商売になるばかりか、ビジネスをする上でも役に立つのだ」(James 2007, March 18)。この発言からは、人種的に多様な人材を確保することが人道的観点よりも経済的観点から重要視されていることが見てとれる。

ところで、ジェブがこのように施政方針演説を行っていた正にその時、議事堂の外にはおよそ1万1千人を超える人々が集まっていた。これはタラハシーの歴史上最も大規模な抗議集会で、彼らはジェブの「一つのフロリダ発案」に異議を唱えるべく集結したのであった(Fineout 2000, March 30)。これまで見てきたように、ジェブは、コナリーのA.A.撤廃発案から距離を取ったのみならず、独自に考案した行政命令を發布することによって、フロリダ州におけるA.A.の撤廃とその代替策としての「有能な20」政策の導入に踏み切った。ジェブがここまでしてコナリーと一線を画した背景には黒人との政治的な「蜜月関係」と「多様性」を確保するという意図があった。では、黒人を始めとするマイノリティは、ジェブの発案をどのように受け止めたのであろうか。人種を斟酌する政策を一部容認することによって、ジェブがコナリーとの差異化を図ったにも拘らず、多くの黒人議員は彼らと同じ系譜で捉えていたようである。ジャクソンビル選出の連邦下院議員で黒人女性のコリン・ブラウン(Corrine Brown、民主党)はジェブとコナリーについて、「蛇は蛇。違いはそれが白蛇か黒蛇かということだけ」と述べ、両者を揶揄した。また、先に座り込みを決行した黒人議員の一人ヒルは、「ジェブ・ブッシュが致死性の注射剤なら、ウォード・コナリーは電気椅子である。どちらもA.A.を葬り去ってしまう」と述べている(Fineout 2000, March 30)。これらの発言からはジェブやコナリーが提起した発案は共にA.A.を廃止してしまう点で、結果はどちらも一緒だという批判の思いが読み取れる。

このように黒人議員や先に見たコナリーが共にジェブ批判を展開したことからわかるの

は、フロリダ州の A.A.論争における対立軸は少なくとも三極の構造から形成されていたということである。すなわち、「妥協を許さない思いやり」の精神のもと徹底したカラー・ブラインドネスを唱えたコナリーが形成した右の極、「思いやりのある保守主義」の精神のもと「多様性」を実現するため一部カラー・コンシャスな政策を容認したジェブが形成した穏健な右の極、ならびに「救済策」という観点から現状のカラー・コンシャスな政策の存続を支持した州最高裁判決や A.A.擁護論を唱えた黒人議員が形成した左の極の三極である。これら三つの極は基本的にそれぞれが拮抗する関係にあるのだが、この三極構造の下では、「A.A.存廃論」といった二項対立的な枠組みに比べて、隣接する極同士の距離が近い分、時として混乱を来すのである。そのことは、当初ジェブがコナリーの掲げる A.A.廃止の意向に賛同するも、後にそこから袂を分かった点や、一部の黒人議員が「一つのフロリダ発案」に対する当初の支持を撤回した点に明らかであるといえよう。このような混乱を経て、最終的にフロリダ州ではジェブが形成した極が隆盛を極めることとなったのである。

## おわりに

以上のように、本論ではフロリダ州における A.A.の廃止過程に則してその議論を見てきた。その議論は非常に錯綜したものであった。コナリーとジェブの双方がそれぞれ発案を提起したからである。この要因には、両者の戦略的ならびに政治的考え方の差異があった。

コナリーは、「妥協を許さない思いやり」という精神の下、人種に基づく政策の完全廃止を標榜した。これに対して、ジェブは「思いやりのある保守主義」という精神の下、人種を斟酌することを一部容認する姿勢を取ったのであった。このような相違は、両者の政治的立場の違いに起因していた。つまり、コナリーは強硬な A.A.廃止論者として同政策に一貫して異議を申し立てることを厭わなかったのに対して、ジェブは政治家として黒人票の確保や大統領選出馬を控える兄への配慮から、人種に基づく政策の廃止と存続との間に折衷策を見出す必要があったのである。加えてより重要な点として、ジェブには州内の人種的多様性を確保するという意図があった。それは、ジェブが「多様性」の「獲得」や「差異」の「祝福」といった文言を用いて、「多様性」を擁護した点にも明らかであった。とはいえ、ここでジェブが言及した「多様性」とは、「差異」が「強調」されることに関しては否定的な、あくまでも度を越さない程度に管理された多様性であったのも事実であった。

最終的に、フロリダ州ではジェブが主張した多様性理論が隆盛を極めることとなった。このことが意味したのは、徹底したカラー・ブラインドネス理論に裏打ちされた強硬な A.A.

廃止論ならびに「救済策」という観点から推進された A.A.擁護論といった二項対立的枠組みの後退に伴う多様性理論の台頭であった。とはいえ、ここで問題となるのは、この理論が、教育的質の向上や過去の差別に対する補償といった人道的観点からではなく、人種的に多様な人材を確保することが経済的利益に資するといった経済的観点から語られたことである。この背景には、グローバル化が進展する社会において、新たな市場の開拓のため、企業の「販売戦略」の一つとして差異への要請が高まり、その要望に応えるかたちで高等教育機関が多様な学生を社会に送り出すことが求められている実情があると考えられる。今後は、高等教育機関と合衆国経済界とを対象として双方の相関関係がいかにか A.A.無き後の政策を規定したのかという点について考察を試みてみたい。

## 「注」

<sup>1</sup> この点に関し、コナリーは、ジョン・F・ケネディ(John F. Kennedy)元大統領の言葉を引用して、次のように語っている。『『アメリカの生活や法律の中には人種は存在しない』とケネディが述べた状態に我々は回帰するのだ』(Nickens and Wallsten 1999, March 16)。

<sup>2</sup> カリフォルニア州の動向に関する代表的な研究としては以下が挙げられる。Chavez, L. (1998). *The color bind: California's battle to end affirmative action*. Berkeley: University of California Press; Guerrero, A. (2002). *Silence at Boalt Hall: The dismantling of affirmative action*. Berkeley: University of California Press; Pusser, B. (2004). *Burning down the house: Politics, governance, and affirmative action at the University of California*. Albany: State University of New York Press; Stovall, D. O. (2001). *Possessive investment: California, 209 and the reconstruction of racist educational policy*. (Doctoral dissertation, University of Illinois Urbana, 2001).

<sup>3</sup> A.A.是非論を二項対立的枠組みから分析したものとしては例えば以下が挙げられる。Skrentny, J. D. (1996). *The ironies of affirmative action: Politics, culture, and justice in America*. Chicago: University of Chicago Press.

<sup>4</sup> 小田隆裕他編(2004)『辞典現代のアメリカ』大修館書店、534頁。

<sup>5</sup> コナリーは、ジェブがカリフォルニアを訪れた際のやり取りを次のように述懐している(Connerly 2000, 253)。

ジェブは、「ウォード、あなたは勇敢な人だ。あなたがしていることはとても重要なことだ。私も割当制や[一定の割合の調達や契約を行う]セット・アサイドには反対だ」と私に語った。・・・[このことから、カリフォルニア州における A.A.廃止発案である]住民発案 209 号と同様の発案をフロリダで提起すればジェブはそれを支持してくれるだろうと私は確信した。

<sup>6</sup> フロリダ州民主党委員長であるチャールズ・ホワイトヘッド(Charles Whitehead)は、以下のような声明を発表して、発案への不支持を表明した。「今は進歩という時計の針を巻き戻すのに適切な時などでは決していない。全フロリダ市民の本当の機会を脅かし、差別の痕跡を隆盛させるような政策と我々は戦うつもりだ」(Bennett 1999, July 31)。同様に、フロリダ州共和党委員長でキューバ系アメリカ人のアル・カルデナス(Al Cardenas)は、コナリーの発案を「不快」だと切り捨てた(Cohen 1999, August 2)。なぜなら、「発案が一旦投票に付されれば、我々は難しい判断を迫られる」からであった。このため、カルデナスは、地元経済団体に対し発案への援助を自粛するよう働きかけ、同発案が投票に付されるのを未然に防ごうとしたのであった(Neal and Broder 1999, May 15)。この背景には、コナリーの発案によって、伝統的に民主党を支持してきた黒人有権者が活気づくことに対する共和党の懸念があった(Becker 1999, June 25)。

<sup>7</sup> 事実、共和党には、住民発案によって過去に A.A.を廃止したカリフォルニア・ワシントンの両州で、同発案に支持を表明した結果大きな痛手を負った経緯があった。前者では、1996年に、コナリーが同様の発案を提起した際、当時現職のピート・ウィルソン(Pete Wilson、共和党)州知事はこれを熱烈に支持したものの、これが仇となって州議会で共和党は大幅に議席を減らしたのである。後者においても、1998年にコ

ナリーの発案が承認されたとはいえ、民主党が選挙戦を制していた(Neal and Broder 1999, May 15)。このため、2000年の大統領選挙を見据えたジョージは発案に対する態度を保留する必要があったのである。<sup>8</sup> 8 その上で、州最高裁では、フロリダ州憲法第11条第3節に則り発案が単一のテーマのみを扱っているか、またフロリダ州法第101条第161節に則り発案が有権者に解りやすい文言で書かれているかが審議されることになっていた。仮に発案が承認されると、今度は投票に付す手はずをとるのであるが、その際には、先の署名と合わせて合計で435,329人分の署名が必要とされた(Miami Herald 1999, August 18)。これは、前回の大統領選挙において投票を行った州内全有権者の8パーセントを目安として算出された数である。

<sup>9</sup> コナリーの運動組織は署名収集者に対し署名一人分につき1.50ドルの額を上限に支給していた(Bennett 1999, July 31)。また、発案を周知徹底させるためには大体的な宣伝活動を行う必要があり、署名集めにかかる費用と合わせると、最終的に発案を投票に付すために必要な資金は2百万ドルから1千万ドルと見積もられていた(Nickens and Wallsten 1999, March 16)。

<sup>10</sup> 1999年6月30日時点で、コナリーの運動組織は77,652ドルの資金集めに成功していた。その内の70,000ドル以上はマイアミ・デード郡やブロワード郡の土建業者の業界団体からによるものであった。その内訳は、建設業者団体からの献金が34,600ドル、フォートローダーデールの企業家ジェームス・カミングス(James Cummings)からの献金が9,000ドル、契約業者協会南フロリダ支部からの献金が20,000ドルであった(Clark 1999, July 14)。このようなコナリーと契約業者協会との関係が始まったのは1999年中ごろのことであり、同時期にコナリーは、同協会のアレン・ダグラス(Allen Douglas)とビル・ストロープ(Bill Stroop)から連絡を受けた。協会側はA.A.問題に強い関心を抱いており、新たな発案の作成に向けての支援をコナリーに要請したのであった(Connerly 2000, 248)。

<sup>11</sup> なお、黒人の42%が発案を支持したのに対して46%は発案に反対した。一方、ヒスパニックの50%が発案を支持したのに対して39%は発案に反対した。11%は未定であった(Nickens 1999, November 8)。

<sup>12</sup> 質問は次のようにして行われた。「私はA.A.を支持する。なぜなら同政策は全フロリダ州民の公平性と平等性を保障するからであり、また人種的マイノリティや女性に対する差別を緩和するため、政府による契約や大学入学時において人種やジェンダーは考慮されるべきだからである」。この質問に対しては19%が支持すると回答している。これに対し、「私はA.A.を支持しない。なぜなら個々人の人種やジェンダーによって政府による契約や大学入学の決定は左右されるべきではないからである。個人の能力のみが重要な問題であるべきだ」という問いには、75%が支持すると回答した(Nickens 1999, November 8)。

<sup>13</sup> コナリーは次のように記している。「この調査で知事室はパニックになったに違いない。それは、二日後にジェブ・ブッシュが『一つのフロリダ発案』を発表したことからも明らかである」。(Connerly 2000, 258)

<sup>14</sup> フロリダ学生協会常任理事のケヴィン・メイウクス(Kevin Mayeux)は、「威嚇射撃も全くなかったので、これ[一つのフロリダ発案]に関してどのような立場を取るか決めることすらできなかった。大学内でもこれが良い物であるかどうかを巡って幅広い見解の相違があった」と語っている(Lyons 2003, November 9)。

<sup>15</sup> その具体例としてコナリーは以下の四点、すなわち、保守主義が福祉制度改革を行う上で「道徳的規範」を示した点、公教育制度において暴力・無知・慢性的学力不振にさらされていた貧しい子供たちを保護するために取り組んだ点、教会や地域組織において人々の紐帯を再構築するよう努力した点、ならびに人種に基づく優遇措置を廃止すべく尽力した点を挙げている。とりわけ最後の点に関して、保守主義は優遇措置によって不利な立場に置かれた人々に対してのみならず、同政策の受益者に対しても「思いやり」があったのだという(Connerly 2000, 261-4)。

<sup>16</sup> 1999年11月9日にジェブが署名した行政命令99-281、通称「一つのフロリダ発案」の第三項「高等教育機関における差別撤廃条項」b号には、この理事会に関して次のような記述があった。すなわち、「フロリダ州の全ての高等教育機関への入学時に人種やジェンダーに基づくセット・アサイド、優遇措置、ならびに割当制の使用を禁止する政策を理事会が即時発行するよう要請する」と。州知事によるこの要請を受け、フロリダ理事会は「一つのフロリダ発案」の是非に関して審議を行うこととなったのである(NAACP, Inc. v. Florida Board of Regents 2002, February 26)。なお、このフロリダ理事会とは、州内の全公立大学群から構成されるフロリダ州大学組織(the State University System of Florida)の管理機関であり、その職務権限は、「州規模にわたる規則や政策の採用、州大学組織の将来の需要を満たす計画の立案」等にあった(Title XVI Chapter 240.209, The 2000 Florida Statutes)。

## 「参考文献」

Becker, J. (1999, June 25). Connerly hopes to gain support of both Bushes, *St. Petersburg Times*.

Bennett, B. (1999, July 6). Affirmative action battle starts in state, *Miami Herald*.

----- (1999, July 31). Affirmative-action foe gets 43,000 signatures, *Miami Herald*.



- 
- Bush, J. (2000, March 7). State of the state address, Tallahassee, Florida.
- Bousquet, S. (1999, November 17). Affirmative action supporters develop game plan, *Miami Herald*.
- (1999, November 19). Bush returns fire on critics: Initiative to end quotas defended; senator rebuked, *Miami Herald*.
- Clark, L. (1999, July 14). Individuals join campaign to ban affirmative action, *Miami Herald*.
- Cohen, A. (1999, August 2). Affirmative-action face-off: Florida Republicans are resisting Ward Connerly's fight against racial preferences, *Time Magazine*, Vol. 154 No. 5.
- Connerly, W. (2000). *Creating equal: My fight against race preferences*. San Francisco: Encounter Books.
- Fineout, G. (2000, March 30). One Florida initiative having divine effect on state-brief article, *Black Issues in Higher Education*.
- Florida Civil Rights Initiative. (Approved 1999, April 22). End governmental discrimination and preferences amendment.
- Florida Supreme Court Opinion. (2000, July 13). Nos. SC97086, SC97087, SC97088, & SC97089.
- James, J. (2007, March 18). Jeb Bush on One Florida: Former Gov. Jeb Bush looks back on his controversial One Florida policy and sees success, *St. Petersburg Times*.
- Lyons, D., C. (2003, November 9). Face to face: A conversation with Jeb Bush, *South Florida Sun-Sentinel*.
- Marin, P., and Lee, E. K. (2003). Appearance and reality in the sunshine state: The talented 20 program in Florida. Cambridge, MA: The Civil Rights Project at Harvard University, 2003.
- NAACP, Inc. v. Florida Board of Regents, petition to determine invalidity of a proposed rule. 2000, February 25.
- NAACP, Inc. v. Florida Board of Regents, opinion filed, 2002, February 26.
- Neal, T. M., and Broder, D. S. (1999, May 15). Affirmative action tears at Fla. GOP, *Washington Post*.
- Nickens, T. (1999, August 19). Bush backing off deal on suit over districts, *St. Petersburg Times*.
- (1999, November 8). Program supporters outnumbered 2-to-1, *St. Petersburg Times*.
- Nickens, T., and Wallsten, P. (1999, March 16). 2000 is targeted for vote on race: Critics denounce a California businessman's plans for a Florida campaign against affirmative action., *St. Petersburg Times*.
- Pendleton, R., and Pfankuch, T. B. (2000, January 19). Sit-in over governor's initiative: Lawmakers ask Bush to rescind One Florida, *The Florida Times-Union*.
- Saunders, J. (2000, February 18). Regents unanimous for One Florida, *The Florida Times-Union*.
- Seligo, J. (1999, November 19). Florida's university system plans to end affirmative action in admissions, *The Chronicle of Higher Education*.
- (1999, November 26). Florida plan to end racial preferences in admissions attracts attention- and criticism, *The Chronicle of Higher Education*.
- (2000, January 28). Lawmakers' sit-in spurs delay in Florida affirmative-action vote, *The Chronicle of Higher Education*.
- Wallsten, P. (1999, March 14). Quotas foe will fight in Florida: Californian Ward Connerly says his polls show the state is ready for a ballot initiative effort to end affirmative action, *St. Petersburg Times*.
- (1999, August 18). Anti-affirmative action petition has enough signatures for court review, *Miami Herald*.